

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全
	担い手の育成	研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名		鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】			
アピールポイント		鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。			
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)		101,400	
		内訳	国	101,400	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 ソフト対策 (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	補助率	標準事業費		
		ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり）） 			

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）			
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。			
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)		国直接採択	
		内訳	国	7,389,000	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 事業内容 (1) 地域資源活用価値創出対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援 (2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援 (3) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援 (4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援 (5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援 (6) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援 (7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援 (8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援 《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	標準事業費		
		定額 1/2等	※県経由		
			※県経由		
			※県経由		
			※県経由		
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等					
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名		「あおもり型農村RMO」 育成事業（県単・継続）			
アピールポイント		農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)		31,519	
		内訳	国	－	
			県	31,519	
			その他	－	
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費		
		1 ソフト 定額 2 ソフト 定額 ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/ 地域 2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円		
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。					
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017－734－9534)		

目 的 別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 農地の利用集積	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / 加工・販売促進 / 地産地消 / 集落営農 遊休農地対策
実施主体別	県 / 市町村 / 地域協議会	

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・新規） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)		3,957
		内訳	国	3,957
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
----- 【令和7年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 協議会	

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】			
アピールポイント	環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。			
事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)		6,000
		内訳	国	6,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 グリーンな栽培体系への転換（R7当初、R6補正） （1）グリーンな栽培体系の検討（必須の取組） ア 検討会の開催 イ グリーンな栽培体系の検証 ウ グリーンな栽培マニュアルの作成 エ 産地戦略の策定 オ 情報発信 （2）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 （3）消費者理解の醸成 2 県域への展開（R7当初、R6補正） グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や検討会、先進地視察、展示場の設置等 《事業実施主体》 ①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合は、必要に応じて助言を受けること。 《事業実施期間》 最大2年間	補助率	標準事業費	
		定額	上限額 300万円 ※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ	
		1 / 2	1,000万円 ※検証に必要なスマート農業機械等の導入	

【採択要件】 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ1つ以上取り組むこと。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5086、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
	実施主体別	市町村 / 協議会

事業名		有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		市町村主導による有機農業の産地化に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)		5,815
		内訳	国	5,815
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 （1）有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 ウ 消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （2）有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （1）検討会の開催 （2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （3）消費地との連携の取組の実践 （4）課題解決に向けた調査等 （5）有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額 （機械リースは1/2以内）	1 の有機農業実施計画を策定する市町村1 か所あたり上限1,000万円 2 は上限800万円	
【採択要件】 1 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。 2 上記1の（1）のウ又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。 3 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。 4 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017-734-9353）	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機転換推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】			
アピールポイント	新たに有機農業を開始する農業者に対して支援を行う。			
事業の趣旨	化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に対して支援する。	予算額(千円)		3,000
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 転換支援事業 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費について支援する。 (1) 対象者 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者 (2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地 (3) 単価 2万円／10a以内 2 転換支援円滑化事業 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。	補助率	標準事業費	
		定額	—	
【採択要件】 1 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 2 販売を目的としていること。 3 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。 4 みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全 研修・訓練
実施主体別		県

事業名		環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・継続）			
アピールポイント		肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。			
事業の趣旨	土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。	予算額(千円)		6,732	
		内訳	国	1,298	
			県	5,434	
			その他	—	
事業の内容	1 土壌診断のデジタル化と堆肥の活用促進 （１）デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥ナビ」の機能拡充 （２）総合診断実践展示ほの設置 （３）県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 2 プラットフォームを核とした環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 （１）有機農業等実践者の確保・育成のための伴走支援と実践者向け研修会・有機農業指導員養成研修会の開催 （２）プラットフォーム登録者（実践者・エコ農産物販売協力店）による商談会の開催とエコ農産物活用に向けた賛同企業・消費者への求評等の実施	補助率	標準事業費		
		—	—		
----- 【令和7年度実施計画等】 1 上記1の（２）の土壌三要素総合診断実践展示ほ設置：県内7か所（津軽3、県南4） 2 上記2の（１）の伴走支援：10人程度					
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5087、直通017－734－9353）		

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名		環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																			
アピールポイント		環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。																			
事業の趣旨	化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。		予算額(千円)		67,362																
			内訳	国	45,309																
				県	22,053																
				その他	－																
事業の内容	1 対象者 （１）農業者の組織する団体 （２）一定の条件を満たす農業者（面積要件等）		補助率	標準事業費																	
			国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	－																	
	2 対象活動及び交付単価																				
	<table><tr><th>対象活動</th><th>10a当たり単価</th></tr><tr><td>有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合</td><td>14,000円 (16,000円)</td></tr><tr><td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>堆肥の施用</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>緑肥の施用</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>総合防除</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>総合防除 そば等雑穀、飼料作物</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>炭の投入</td><td>5,000円</td></tr></table>					対象活動	10a当たり単価	有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円	堆肥の施用	3,600円	緑肥の施用	5,000円	総合防除	4,000円	総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円	炭の投入	5,000円
	対象活動	10a当たり単価																			
	有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)																			
	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円																			
	堆肥の施用	3,600円																			
	緑肥の施用	5,000円																			
	総合防除	4,000円																			
総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円																				
炭の投入	5,000円																				
※ 令和７年度から、長期中干しの取組は、多面的機能支払交付金で支援されます。																					
【採択要件】 1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。 2 環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について理解し、チェックし、提出すること。																					
実施期間	令和７～１１年度		担 当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017－734－9353)																	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名		みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント		環境負荷低減に取り組む農林漁業者の５年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)		－	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 （１）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 （２）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 （３）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 2 認定のメリット （１）設備投資の際の所得税・法人税の優遇 （２）国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 （３）日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用 《申請主体》 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費		
		－	－		
----- 【採択要件】 1 土壌診断結果を添付すること。					
実施期間	令和５年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017－734－9353）		

目 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
	担い手の育成	その他
	生産基盤の整備	その他（病害虫対策）
実施主体別		農協 / 任意団体

事業名		りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業（県単・新規） 【りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金】		
アピールポイント		病害虫の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温年におけるシンクイムシ類の被害防止に対応するため、りんご病害虫防除暦の基準薬剤に採用されている交信攪乱剤について、普及定着を支援する。		
事業の趣旨	令和7年産りんごでのモモシンクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、緊急的に支援を行う。 ※（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、事業申請先は取組主体（農協）となっている。	予算額（千円）		275,000
		内訳	国	—
			県	275,000
			その他	—
事業の内容等	1 交信攪乱剤による防除への支援 （1）事業内容 令和7年産りんごのモモシンクイガ被害を防止するため、県内農協が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するのに要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助する。 （2）補助対象経費 取組主体が適合防除者に対して令和7年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。 （3）事業実施主体 公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会 （4）取組主体 県内の農業協同組合 （5）適合防除者の要件 採択要件のとおり	補助率	標準事業費	
		購入経費の1/2以内（税抜）	10a当たりの交信攪乱剤の使用量（100～120本）	
【採択要件】 1 県内のりんご園地とその周辺のモモシンクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除である。 2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められる。 3 防除する地域内にモモシンクイガ発生源（放任園、管理粗放園）がある。 4 地域内において交信攪乱剤を令和7年から3年以上継続して設置する意向が確認されている。				
実施期間	令和7年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5147、直通017－734－9492）	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興／環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)		1,327
		内訳	国	—
			県	1,327
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供 2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等 3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和7年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：棚田サミット参加、各種広報媒体制作 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等、体験学習会開催 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他（生活環境） ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県 / 市町村	

事業名		集落基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】		
アピールポイント		地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。		
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)		—
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 （１）農業用排水施設整備（２）農道整備（３）ほ場整備 （４）農用地開発（５）農地防災（６）客土（７）暗きょ排水 （８）農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 （１）農業集落道整備（２）営農飲雑用水施設整備 （３）農業集落排水施設整備（４）農業集落防災安全施設整備 （５）用地整備（６）活性化施設整備 （７）地域農業活動拠点施設整備（８）集落環境管理施設整備 （９）交流施設基盤整備（１０）情報基盤施設整備 （１１）市民農園等整備（１２）生態系保全施設等整備 （１３）地域資源利活用施設整備（１４）施設補強整備 （１５）施設環境整備（１６）歴史的土壌改良施設保全整備 （１７）施設集約整備（１８）交換分合 （１９）集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 25%	—	
【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和7年度実施計画等】 ※実施地区なし				
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名		農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】		
アピールポイント		水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。		
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)		199,133
		内訳	国	98,650
			県	1,833
			その他	98,650
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）％は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20mg／ℓ以下、SS 50mg／ℓ以下を原則 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：4地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、五所川原市、平内町				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	